

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）

改 正 案	現 行
<p>（乗車定員及び最大積載量） 第81条（略） 2（略） 一～六（略） 七 コンクリート・ミキサー及びアジデータ・トラックにあっては、ドラムの最大混合容量に2.4t/m³(ドライ方式であってセメントと骨材のみをドラムに積載する場合にあっては<u>2.2t/m³、輸送する物品の見かけの比重が確実な資料により明らかの場合にあってはその値</u>)を乗じて得た数値に0.9から1.0までの数値を乗じて得た数値と水タンクを満量とした状態の重量とを加算したものを積載物品の重量として用いるものとする。 ただし、ドライ方式にあってはセメントと骨材のみをドラムに積載する状態と生コンクリートをドラム内で製造する状態のそれぞれについて検討するものとする。この場合において、セメントと骨材のみをドラムに積載する状態において水タンクの水の重量は水タンクを満量とした状態とし、生コンクリートをドラム内で製造した状態における水タンクの水の重量は、水タンクを満量とした状態の重量からドラムの最大混合容量に200kg/m³を乗じて得た重量を減じたものとする。 八 粉粒体物品輸送専用のタンク自動車にあっては、タンクの容積に次表の見かけの比重（<u>輸送する物品の見かけの比重が確実な資料により明らかの場合にあってはその値</u>）を乗じて得た数値に0.9から1.0までの数値を乗じて得た数値を積載物品の重量として用いるものとする。 （見掛けの比重表）（略） 九（略）</p>	<p>（乗車定員及び最大積載量） 第81条（略） 2（略） 一～六（略） 七 コンクリート・ミキサー及びアジデータ・トラックにあっては、ドラムの最大混合容量に2.4t/m³(ドライ方式であってセメントと骨材のみをドラムに積載する場合にあっては、<u>2.2t/m³</u>)を乗じて得た数値に0.9から1.0までの数値を乗じて得た数値と水タンクを満量とした状態の重量とを加算したものを積載物品の重量として用いるものとする。 ただし、ドライ方式にあってはセメントと骨材のみをドラムに積載する状態と生コンクリートをドラム内で製造する状態のそれぞれについて検討するものとする。この場合において、セメントと骨材のみをドラムに積載する状態において水タンクの水の重量は水タンクを満量とした状態とし、生コンクリートをドラム内で製造した状態における水タンクの水の重量は、水タンクを満量とした状態の重量からドラムの最大混合容量に200kg/m³を乗じて得た重量を減じたものとする。 八 粉粒体物品輸送専用のタンク自動車にあっては、タンクの容積に次表の見かけの比重を乗じて得た数値に0.9から1.0までの数値を乗じて得た数値を積載物品の重量として用いるものとする。<u>ただし、輸送する物品の見かけの比重が確実な資料により明らかの場合にはこの限りでない。</u> （見掛けの比重表）（略） 九（略）</p>
<p>（乗車定員及び最大積載量） 第159条（略） 2（略） 一～六（略） 七 コンクリート・ミキサー及びアジデータ・トラックにあっては、ドラムの最大混合容量に2.4t/m³(ドライ方式であってセメントと骨材のみをドラムに積載する場合にあっては<u>2.2t/m³、輸送する物品の見かけの比重が確実な資料により明らかの場合にあってはその値</u>)を乗じて得た数値に0.9から1.0までの数値を乗じて得た数値と水タンクを満量とした状態の重量とを加算したものを積載物品の重量として用いるものとする。 ただし、ドライ方式にあってはセメントと骨材のみをドラムに積載する状態と生コンクリートをドラム内で製造する状態のそれぞれについて検討するものとする。この場合において、セメントと骨材のみをドラムに積載する状態において水タンク</p>	<p>（乗車定員及び最大積載量） 第159条（略） 2（略） 一～六（略） 七 コンクリート・ミキサー及びアジデータ・トラックにあっては、ドラムの最大混合容量に2.4t/m³(ドライ方式であってセメントと骨材のみをドラムに積載する場合にあっては、<u>2.2t/m³</u>)を乗じて得た数値に0.9から1.0までの数値を乗じて得た数値と水タンクを満量とした状態の重量とを加算したものを積載物品の重量として用いるものとする。 ただし、ドライ方式にあってはセメントと骨材のみをドラムに積載する状態と生コンクリートをドラム内で製造する状態のそれぞれについて検討するものとする。この場合において、セメントと骨材のみをドラムに積載する状態において水タンクの水の重量は水タンクを満量とした状態とし、生コンクリートをドラム内で製造し</p>

の水の重量は水タンクを満量とした状態とし、生コンクリートをドラム内で製造した状態における水タンクの水の重量は、水タンクを満量とした状態の重量からドラムの最大混合容量に200kg/m³を乗じて得た重量を減じたものとする。

八 粉粒体物品輸送専用のタンク自動車にあっては、タンクの容積に次表の見かけの比重（輸送する物品の見かけの比重が確実な資料により明らかの場合にあってはその値）を乗じて得た数値に0.9から1.0までの数値を乗じて得た数値を積載物品の重量として用いるものとする。

（見掛けの比重表）（略）

九（略）

（乗車定員及び最大積載量）

第237条（略）

2（略）

一～六（略）

七 コンクリート・ミキサー及びアジデータ・トラックにあっては、ドラムの最大混合容量に2.4t/m³（ドライ方式であってセメントと骨材のみをドラムに積載する場合にあっては2.2t/m³、輸送する物品の見かけの比重が確実な資料により明らかの場合にあってはその値）を乗じて得た数値に0.9から1.0までの数値を乗じて得た数値と水タンクを満量とした状態の重量とを加算したものを積載物品の重量として用いるものとする。

ただし、ドライ方式にあってはセメントと骨材のみをドラムに積載する状態と生コンクリートをドラム内で製造する状態のそれぞれについて検討するものとする。この場合において、セメントと骨材のみをドラムに積載する状態において水タンクの水の重量は水タンクを満量とした状態とし、生コンクリートをドラム内で製造した状態における水タンクの水の重量は、水タンクを満量とした状態の重量からドラムの最大混合容量に200kg/m³を乗じて得た重量を減じたものとする。

八 粉粒体物品輸送専用のタンク自動車にあっては、タンクの容積に次表の見かけの比重（輸送する物品の見かけの比重が確実な資料により明らかの場合にあってはその値）を乗じて得た数値に0.9から1.0までの数値を乗じて得た数値を積載物品の重量として用いるものとする。

（見掛けの比重表）（略）

九（略）

別紙3 移動式変形バリアヤの特性（別添）

た状態における水タンクの水の重量は、水タンクを満量とした状態の重量からドラムの最大混合容量に200kg/m³を乗じて得た重量を減じたものとする。

八 粉粒体物品輸送専用のタンク自動車にあっては、タンクの容積に次表の見かけの比重を乗じて得た数値に0.9から1.0までの数値を乗じて得た数値を積載物品の重量として用いるものとする。ただし、輸送する物品の見かけの比重が確実な資料により明らかの場合にはこの限りでない。

（見掛けの比重表）（略）

九（略）

（乗車定員及び最大積載量）

第237条（略）

2（略）

一～六（略）

七 コンクリート・ミキサー及びアジデータ・トラックにあっては、ドラムの最大混合容量に2.4t/m³（ドライ方式であってセメントと骨材のみをドラムに積載する場合にあっては、2.2t/m³）を乗じて得た数値に0.9から1.0までの数値を乗じて得た数値と水タンクを満量とした状態の重量とを加算したものを積載物品の重量として用いるものとする。

ただし、ドライ方式にあってはセメントと骨材のみをドラムに積載する状態と生コンクリートをドラム内で製造する状態のそれぞれについて検討するものとする。この場合において、セメントと骨材のみをドラムに積載する状態において水タンクの水の重量は水タンクを満量とした状態とし、生コンクリートをドラム内で製造した状態における水タンクの水の重量は、水タンクを満量とした状態の重量からドラムの最大混合容量に200kg/m³を乗じて得た重量を減じたものとする。

八 粉粒体物品輸送専用のタンク自動車にあっては、タンクの容積に次表の見かけの比重を乗じて得た数値に0.9から1.0までの数値を乗じて得た数値を積載物品の重量として用いるものとする。ただし、輸送する物品の見かけの比重が確実な資料により明らかの場合にはこの限りでない。

（見掛けの比重表）（略）

九（略）

別紙3 移動式変形バリアヤの特性（略）